

論点整理（案）に係る補足説明

（第5回資料）

12. ステークホルダーとの協議等 ③地域住民等との協議（協議回数について）

（JJ）協議回数に関して、ステークホルダー協議は必ずしもスコーピング時、概要検討時及び最終報告書案が作成された段階の全てで行う必要はないと思われる。特に概要検討時の説明事項は調査の途中経過になってしまうため、住民の関心を満たせない場合がある。

（補足説明）

第1回目のステークホルダー協議（スコーピング時）で、例えば、用地取得が発生する可能性を説明した場合、住民にとっては、自分の土地が用地取得の対象になるのか、補償額はいくらか、といったことが関心事になりやすい。これについて、特に概要検討時のステークホルダー協議では、住民からはスコーピング時と同様の質問・コメントがなされるが、このような質問に答えられない。他の影響についても同様である。例えば、ネパール国アップーセティ水力発電計画の場合のステークホルダー協議では、スコーピング時の参加者からの質問・コメントと、概要検討時のものが、同様の内容であった。

（第5回資料）

13. 配慮項目 ③予測・評価が困難であると思われる項目

（JJ）以下の項目については予測、評価の困難性、または他の影響項目でカバーされると考えられることから、具体的な調査計画の策定や調査の実施に関し困難な面が見られた。

- a) 非自発的住民移転以外の人口移動、b) 雇用や生計手段以外の地域経済、c) 土地利用や地域資源利用、d) 社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、e) 既存の社会インフラや社会サービス、f) 被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、g) 地域における利害の対立

（補足説明）

- ・ これらの項目について、何をどのように検討するとよいか明確でない。
- ・ 非自発的住民移転がある場合には、非自発的住民移転の中で、社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、地域における利害の対立、分配や公平性を考える場合もある。

- ・土地利用は、非自発的住民移転、雇用や生計手段と重複し、地域資源利用は、雇用や生計手段と重複するといった、重複関係があり、把握しにくい。
- ・このような項目を、そのままではなく、独自に項目を設定した例もある（ネパール国アッパーセティ水力発電計画）。
- ・このような項目について、抽象的な検討にとどまった例もある（フィリピン国 Cavite-Laguna（CALA）東西道路事業化促進調査）